

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 9 第 1 項第 6 号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第 30 条の 14 第 3 項の規定により届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日

住所
氏名

開設者の住所、氏名（法人の場合、所在地、名称、代表者氏名）を記載

福岡県知事 殿

譲り渡した者の氏名	福岡 花子	
譲り受けた医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
	エフピーOD 錠 2.5mg	10 錠
譲り受けた施設の所在地及び名称	福岡県〇〇市〇〇 1-2-3 福岡県庁薬局	
譲り受けた日時	令和△年△月△日	
譲り受けた場所	福岡県庁薬局	
譲り受けた事由	(例 1) 患者死亡のため、家族から返却 (例 2) 処方変更により不要となったため、患者から返却	
廃棄の日時（予定）	令和△年△月△日	
廃棄の場所（予定）	福岡県庁薬局 調剤室	
廃棄の方法（予定）	粉碎後放流	
参 考 事 項		

備考

※廃棄を行った後、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を 30 日以内に提出してください。（本届出と同時に提出も可）

※病院（診療所）は、その医療機関が交付した覚醒剤原料のみ譲受が可能。

※薬局は、いずれの医療機関から交付された覚醒剤原料も譲受が可能。

開設者の指定する職員の氏名を記載すること。

- 4 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあっては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあっては一般的名称及びその数量を記載すること。